

専決処分報告（調停）

令和元年（2019年）6月13日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

本市は、市営住宅の滞納家賃に係る未払賃料請求調停事件10件について、次のとおり調停に合意する。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
1	平成31年2月28日 札幌簡易裁判所 平成31年(ユ)第4号 未払賃料請求調停事件	豊平区月寒団 地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計139,000円を今後分割して平成33年6月末日までに支払う。 (2) 相手方が前号の分割支払又は今後の家賃の支払をそれぞれ通算して3回以上怠ったときは、 ア 相手方は、前号の滞納家賃等の残額を直ちに支払う。 イ 本市は、相手方に対し、前号の市営住宅の賃貸借契約を解除することができる。 (3) 前号により(1)の市営住宅の賃貸借契約が解除された場合には、相手方は、直ちにこれを明け渡す。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
2	平成31年3月4日 札幌簡易裁判所 平成31年(ユ)第19号 未払賃料請求調停事件	東区苗穂団地 の入居者	<p>(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃156,000円を今後分割して平成32年6月末日までに支払う。</p> <p>(2) 相手方が前号の分割支払又は今後の家賃の支払をそれぞれ通算して3回以上怠ったときは、 ア 相手方は、前号の滞納家賃の残額を直ちに支払う。 イ 本市は、相手方に対し、前号の市営住宅の賃貸借契約を解除することができる。</p> <p>(3) 1の(3)に同じ。</p>
3	平成31年3月5日 札幌簡易裁判所 平成31年(ユ)第14号 未払賃料請求調停事件	豊平区月寒団地 の入居者	<p>(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計233,600円を今後分割して平成36年3月末日までに支払う。</p> <p>(2) 1の(2)に同じ。</p> <p>(3) 1の(3)に同じ。</p>
4	平成31年3月5日 札幌簡易裁判所 平成31年(ユ)第16号 未払賃料請求調停事件	厚別区もみじ 台団地の入居者	<p>(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計192,000円を今後分割して平成36年3月末日までに支払う。</p> <p>(2) 1の(2)に同じ。</p> <p>(3) 1の(3)に同じ。</p>
5	平成31年3月5日 札幌簡易裁判所 平成31年(ユ)第18号 未払賃料請求調停事件	東区北栄団地 の入居者	<p>(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計323,200円を今後分割して平成36年2月末日までに支払う。</p> <p>(2) 1の(2)に同じ。</p> <p>(3) 1の(3)に同じ。</p>

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
6	平成31年3月18日 札幌簡易裁判所 平成31年(ユ)第15号 未払賃料請求調停事件	厚別区もみじ 台団地の入居 者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計266,400円を今後分割して平成35年9月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
7	平成31年3月19日 札幌簡易裁判所 平成31年(ユ)第13号 未払賃料請求調停事件	南区藤野団地 の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計235,400円を今後分割して平成35年4月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
8	平成31年4月12日 札幌簡易裁判所 平成31年(ユ)第26号 未払賃料請求調停事件	北区北30条団 地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計365,200円を今後分割して平成34年6月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
9	平成31年4月12日 札幌簡易裁判所 平成31年(ユ)第30号 未払賃料請求調停事件	豊平区西岡団 地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃148,200円を今後分割して平成31年6月末日までに支払う。 (2) 相手方が今後の家賃の支払を通算して3回以上怠ったときは、本市は、相手方に対し、前号の市営住宅の賃貸借契約を解除することができる。 (3) 1の(3)に同じ。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
10	平成31年4月17日 札幌簡易裁判所 平成31年(ユ)第27号 未払賃料請求調停事 件	東区元町中央 団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住 宅に係る滞納家賃及びこれに対す る延滞金の合計315,300円を今後 分割して平成35年9月末日までに 支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ